

## 地域主導型再エネ導入支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、地域の資源である再生可能エネルギーを地域主導で環境価値化する取組みに対し県が伴走支援を行い、地域で生み出される環境価値を住民の暮らしの向上や地域の活性化に繋げることを目的とする。

### (事業対象者)

第2条 この事業の対象者は、前条の取組みを行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の市町村
- (2) 県内に所在する自治会又は町内会
- (3) (1)又は(2)が設置する協議会（県が構成員となるもの）

### (対象となる取組み)

第3条 支援の対象となる取組みは、再生可能エネルギーを利用する発電設備又は熱源設備の導入に向け、前条の対象者が主体となって行う勉強会やセミナー等の取組みとする。

### (支援内容)

第4条 県は、前条の対象となる取組みに対して、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) アドバイザー派遣  
事業対象者が開催する勉強会、セミナー等への専門家（アドバイザー）の派遣（ただし、同一事業対象者への支援は2回までとし、以降はアドバイザーの紹介のみを行うものとする。）
- (2) 協議会運営費  
第2条第3号で規定する協議会の運営費について、協議会が策定する規約に基づき10万円を上限に負担する。
- (3) 事業者とのマッチング  
事業対象者が導入を目指す再生可能エネルギーに関する専門知識・技術等を有する事業者とのマッチングを実施
- (4) 条例手続の支援  
再生可能エネルギー導入に当たって「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」（令和3年12月県条例第66号）に規定する各種手続の支援
- (5) 関係機関との連絡調整等  
事業の実施に当たって必要となる再生可能エネルギーの推進に関する制度、エネルギーの地産地消又は関係法令・例規等の関係機関や担当部署との連絡調整

#### (申請)

第5条 事業の申請をしようとする者は、申請書(様式第1号)に活動計画書(様式第2号)を添え、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

#### (支援の決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において支援の決定を行い、申請者に通知するものとする。

#### (状況報告)

第7条 第4条第1号の取組みを行った者は、アドバイザーの派遣日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、地域主導型再エネ導入支援事業(アドバイザー派遣)実施状況報告書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 第4条第2号の取組みを行った者は、協議会の活動を完了した日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、地域主導型再エネ導入支援事業(協議会活動)実施状況報告書(様式第4号)に対象経費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添え、知事に提出するものとする。

#### (費用の支払い)

第8条 知事は、前条各項の報告書の提出を受けたときは、アドバイザー又は協議会に対し経費を支払うものとする。

#### (成果の報告)

第9条 本事業の支援を受けた者は、令和7年4月15日までに、地域主導型再エネ導入支援事業実施報告書(様式第5号)により知事に成果を報告するものとする。

#### (取組み及び成果の公表)

第10条 知事は、本事業による地域主導型再エネ導入の促進を図るため、支援を行った者から提出のあった活動計画書、事業実施報告書等に基づき、その内容を公表するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行する。